株式会社植木組

2025年４月30日

各　位

会社名　　株式会社植木組
代表者名　　代表取締役社長　日下部　久夫
（コード番号：1867　東証スタンダード市場）
問合せ先　　取締役専務執行役員管理統括部長　植木　豊
（TEL. 0257－21－3986）

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年４月30日開催の取締役会において、2025年６月26日開催の当社第78期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するために目的について変更を行うものであります。

（２）取締役の員数を現況に合わせるとともに、事業環境の変化に機動的に対応し、迅速かつ的確な意思決定を行うため、取締役の員数の上限を減員するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１条（条文省略）	第１条（現行どおり）
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．～１１．（条文省略）	１．～１１．（現行どおり）
１２．企業及び団体の経営に関するコンサルティング業務及び教材の制作、販売	１２．企業及び団体の経営に関するコンサルティング業務
（新設）	１３．水処理設備機器・装置及び関連機器の製造・販売及び維持管理
１３．（条文省略）	１４．（現行どおり）
第３条～第18条（条文省略）	第３条～第18条（現行どおり）

（員数） 第 19 条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１７名以内とする。 ②（条文省略） 第 20 条～第 43 条（条文省略） 附則 第１条（条文省略）	（員数） 第 19 条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、６名以内とする。 ②（現行どおり） 第 20 条～第 43 条（現行どおり） 附則 第１条（現行どおり）

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　2025 年６月 26 日（木）
定款変更の効力発生日　2025 年６月 26 日（木）

（注）上記の内容につきましては、2025 年６月 26 日開催予定の当社第 78 期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以　上